

クリーンエネルギー清里太陽光発電事業に対する第三分類事業の判定

本事業については、山梨県環境影響評価条例施行規則第7条に定める判定の基準に照らし、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと判断されるため、環境影響評価その他の手続が行われる必要はないと判定する。

しかしながら、事業の実施による環境影響が低減されるよう次の事項に配慮すること。

【全般的な事項】

1. 事業着手前に調査を行って現況を把握した上で、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。
2. 事業者が届出書に記載した環境保全措置等については確実に実施すること。
3. 事業を進める中で、確認された環境影響については適切に対応し、影響を低減させる措置を実施すること。
4. 調査、予測及び評価の結果や環境保全措置の実施状況については、「当該事業に係る環境保全への取り組み状況」として、県に情報提供し協議するとともに、事業者の社会的責任として広く一般に情報公開すること。

【個別的な事項】

< 大気汚染 >

1. 建設機械の稼働や工事用車両の通行が一定の時期や時間帯に集中することを避け、大気汚染への影響を最大限低減すること。
2. 工事用車両が周辺の通学路を通行する場合は、通学時間帯を避けること。

< 水象 >

計画地を含む集水域における水収支とともに、集中豪雨等も考慮して排水路等の設計を行うこと。その際には他の太陽光発電事業の事例も参考とすること。

< 土壌汚染 >

架台の設置による土壌汚染の可能性について、既存事例の情報を収集し、必要に応じて対策を講じること。

< 動物・植物、生態系 >

1. 事業計画地及びその周辺において、希少な動植物が生息・生育している可能性を考慮し、専門家の意見を聴きながら事前の調査と環境保全対策を検討し、適切に保全を図ること。
2. 緑地帯の設置にあたっては、その幅及び面積をできる限り広くとるとともに、事前に行った動植物等の調査結果をもとに専門家の意見を聴きながら、地域の自然植生に適合したものとなるよう配慮すること。
3. 計画地内の小川や湧水地及びその周辺は、可能な限り現況を保存するように、パネル及び関連施設・設備の配置を工夫すること。
4. 周囲に設置するフェンスは下部を開けるなど、小動物が移動できるような構造の検討を行うこと。

< 景観 >

周辺地域からの景観について、事業計画地の地形や自然環境と調和するよう、パネル及び関連施設・設備の色彩・配置等を工夫すること。検討に当たっては北杜市の景観計画に配慮すること。